

伊勢原市空家等対策計画（案）のパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年4月16日(水)～同年5月15日(木)

2 周知方法

広報いせはら4月15日号、市ホームページ、いせはらくらし安心メール、市LINE公式アカウント

3 閲覧場所

市役所1階ロビー、建築住宅課窓口、市立図書館、各公民館、市民活動サポートセンター、市ホームページ

4 提出意見数

6件(4名)

5 計画（案）への意見と対応方針について（別紙のとおり）

[対応区分]

A：ご意見を踏まえ、計画案に反映するもの(0件)

B：ご意見の趣旨が既に計画案に反映されているもの(3件)

C：今後、施策や事業の参考とするもの(1件)

D：ご意見として承ったもの(2件)

6 今後の予定

・ 6月 公表（予定）

伊勢原市空き家等対策計画（案）のパブリックコメントの実施結果について

7 意見及び市の考え方

No.	該当項目	意見・提案等の内容(趣旨)	区分	対応方針
1	P25 3管理不全の空き家等への対応 ・条例制度の創設	東日本大震災や昨年の能登地震など、我が国では昨今自然災害が多いように思います。伊勢原市は地勢的には津波の心配はないでしょうが、建物の倒壊や道路などの崩壊の危険性は他の地域と同様であろうと思われます。能登地震の復興に関する様々な報道を目にすると、倒壊した建物が所有者の了承が得られないために、長期間撤去できない映像も目にしました。そしてそれが交通の障壁となり復興が遅れる一因となっている旨の報道もありました。 甚大な自然災害に襲われ、多くの建物が倒壊し、道路を塞ぐような状況に陥った時に、復興の妨げにならないよう、所有者の了承の有無によらず撤去できる条例等があれば良いと思います。被災時では遅いので、全壊になった建物の撤去に関しては、事前に委任状のような形式で了承を得ても良いかも知れませんね。	D	本市の地域防災計画において、災害により倒壊した建物が道路を塞ぐ状況となった場合、災害対策基本法などの関係法令により、空き家も含め、国や県、道路管理者など関係機関と連携して対応していくこととなります。 貴重な御意見をありがとうございました。
2	P24 2空き家等の利活用の促進	現在は伊勢原に住んでいませんが、伊勢原に親族が住んでいるので意見致します。 親族の近所に空き家は何軒かあります。民泊にするか生活保護、生活困窮世帯への低料金での貸し出し斡旋等を支援してはどうでしょうか。 また、近隣のお年寄りや子供が集まるサロンのような利用もできないか。または学生のシェアハウスにするとかはどうでしょう。	C	今後、具体的な空き家の利活用に関する取組みを進めていくなかで、参考にさせていただきます。貴重な御意見をありがとうございました。

伊勢原市空家等対策計画（案）のパブリックコメントの実施結果について

7 意見及び市の考え方

No.	該当項目	意見・提案等の内容(趣旨)	区分	対応方針
3	—	・敷地北側に20年？放置された母屋、物置、車庫等が放置されたまま(住んでいる気配が無い) ・自分たちは敷地南側に新築で家を建てそちら側で居住。新居周りの庭の手入れ等はこまめに行われている ・新居周りしか手入れをしないため広葉樹が高木になりすぎ枝が我家の屋根に覆いかぶさり大量の落葉が竹林の笹と共に一面に舞い落ちる。 ・高木、竹林の影響で日が当たらず昼間でも屋内の証明が必要。また、テレビの受信に影響が出ている。風が強いと最悪。	D	本計画に基づき、管理不全の空き家とならないよう、空き家の発生抑制に取り組んでいきたいと考えています。
4	P11 (2)空き家の実態調査 P25 3管理不全の空き家等への対応	64件が宛先不明ということですが、相続人不存在が考えられると思います。P25に所有者不明の場合は略式代執行と記載されていますが、略式代執行までは、なにも対応ができないと思います。そこに至るまで、所有者不明の空き家対応の方法として、「財産管理人制度の調査、検討、研究」を計画中に加えたらどうでしょうか。	B	令和6年度に実施した空き家等実態調査の宛先不明者につきましては、引き続き調査を継続してまいります。また、所有者が不明な空き家等の場合は、空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条に基づき、民法に規定する相続財産の清算人の選任など、他法令も含め適切な対応を行っていくこととなります。

伊勢原市空家等対策計画（案）のパブリックコメントの実施結果について

7 意見及び市の考え方

No.	該当項目	意見・提案等の内容(趣旨)	区分	対応方針
5	P23 1空き家の発生抑制 (1)市民意識の醸成・啓発	市民意識の醸成、啓発の対応として、単身高齢者と接する機会の多い民生委員、福祉関係団体への協力を求めたらどうでしょうか。（記載案）「福祉関係団体を通じた」を付け加える	B	御意見のとおり、計画に規定する「関係機関や地域団体等との連携や協力」では、福祉関係者等も含めて、取り組んでまいります。
6	P26 4マンションの適正管理に関する周知啓発 (1)管理状況の把握	管理状況の把握について、「調査することを検討します。」ではなく、現状を把握するため、アンケート調査は必要と思いますが。5年間の中では「実態調査を実施する」のではないのでしょうか。	B	本市では、マンション管理組合等の状況を把握していないため、まず実態把握をするための効率・効果的な方法の検討を行い、実施をしていくこととしています。